

制度化の趣旨 ～革新的医療機器 条件付早期承認制度

資料 2－2

基本的な考え方

- 以前から、希少疾病用医療機器などでは、個々の状況を勘案の上で限られた臨床データを基に承認を行ってきた実績がある。これを踏まえ、当該取扱いの手続きや要件等を明確化・ルール化。
- ①現行法上の承認条件の規定(法79条)の適用、②市販後リスク管理の省令化、③手続き等の運用の明確化、により、市販前・市販後の規制バランスの最適化を制度的に担保。
- 従来との承認と質的に変わるものではなく、製造販売後リスク管理（関連学会と連携して作成した適正使用基準の遵守等）を前提に、安全性、有効性を確認の上で承認。

【背景】

- 医療機器は原理・作用機序が明確なものも多く、統計的に厳密な臨床評価が難しい場合であっても、限られた臨床データと非臨床試験の成績から、安全性、有効性を評価可能なことがある。
- また、医療機器の安全性、有効性は実際の手技、使用方法、合併症への対処等に負うところも大きいため、専門の学会との連携により適正使用基準等を定めることで、実施症例が増えるまでの間、慎重かつ適切に当該医療機器が使用されることを担保する。
- なお、再生医療等製品と異なり、医療機器は製品が均一、最終製品の品質が一定であることから、市販前に有効性を確認できる。
（再生医療等製品の条件・期限付承認は、有効性が推定できる場合）

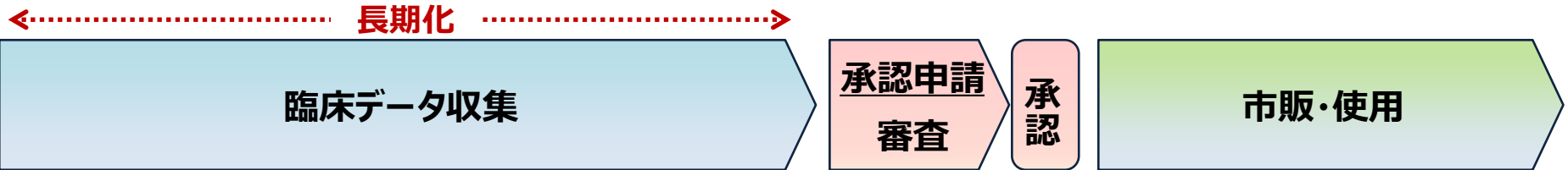
医薬品医療機器法第79条（許可等の条件）

- 1 この法律に規定する許可、認定又は承認には、条件又は期限を付し、及びこれを変更することができる。
- 2 前項の条件又は期限は、保健衛生上の危害の発生を防止するため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可、認定又は承認を受ける者に対し不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

革新的医療機器 条件付早期承認制度（案）

医療機器のライフサイクルマネジメントを踏まえ、市販前・市販後の規制バランスの最適化を図ることで、医療上の必要性の高い医療機器の承認申請を早期化。

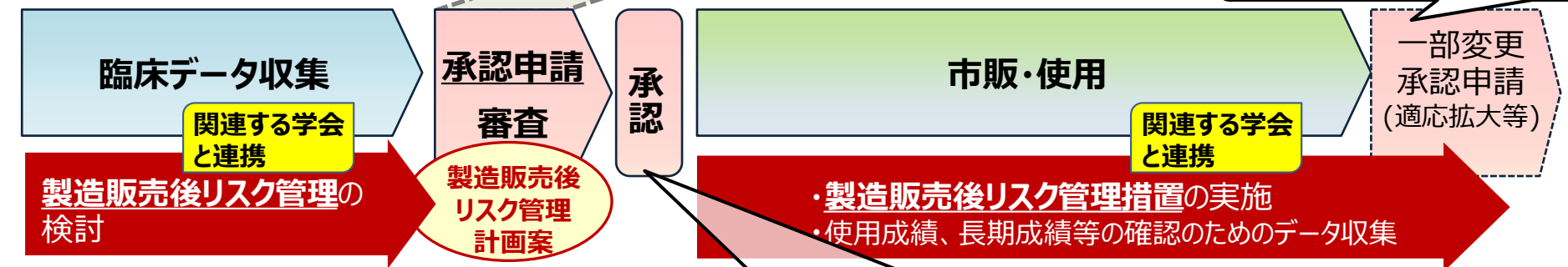
■ **現状** 患者数が少ないなどの理由により、治験の実施が難しく、臨床開発が長期化



■ **革新的医療機器条件付早期承認制度**

製造販売後のリスク管理を条件に、新たな治験を実施することなく早期の承認申請を認める

原理上期待された長期有用性等が明らかになった場合など



（PMDAの開発前相談、臨床試験要否相談で、本制度の対象になり得るか、厚労省も参画の上で検討）

以下に合致する**新医療機器相当の品目**が対象

- ・ 有効な治療法等がない重篤疾患に対応
- ・ 評価のための一定の臨床データがあるが、新たな治験の実施が困難と考えられる
- ・ 関連学会と連携して適正使用基準を作成でき、市販後のデータ収集・評価の計画等を具体的に提示できる

- 申請段階で、関連する学会と連携の上で、**製造販売後のリスク管理**（適正使用基準（実施医、実施施設等の要件等）の実施、市販後のデータ収集・評価など）を計画し、「製造販売後リスク管理計画案」として申請資料に添付。
- 製造販売後のリスク管理を適切に実施することを前提として、新たな治験を実施することなく、当該医療機器の**安全性、有効性等を確認し**、承認。
- 製造販売後リスク管理を**承認条件**とすることで、その実施を担保